

設備貸与制度 災害対応枠 (割賦販売) のご案内

令和3年7月6日から大雨、台風第9号及び令和3年8月12日から大雨により被災された**中小企業者**の**設備投資**をしまね産業振興財団が支援いたします！

「設備貸与制度」とは、企業のみなさまがご希望される設備を当財団が購入し、長期かつ低利で割賦販売する制度です。



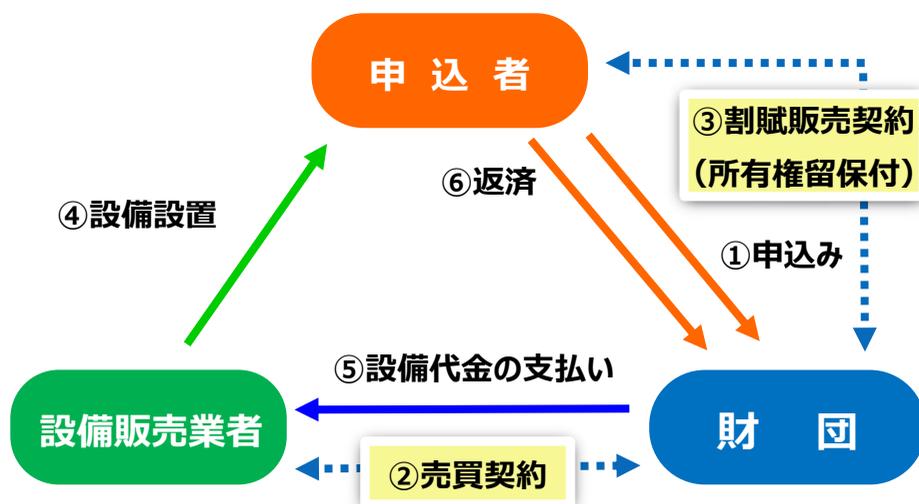
ご利用限度額	100万円 ～ 5,000万円 (税込)
割賦損料 (金利)	当初3年間 無利子 4年目以降 年 1.60% (固定)
ご返済期間	10年 以内 (元金据置 3年 以内) ※ 公害防止設備は 最長 15年 以内
保証金	なし

『設備貸与制度』おすすめポイント

- ① 県の施策に基づいた**公的**制度です
- ② 資金調達バリエーションが広がります
- ③ **長期・低利**で返済負担を軽減します
- ④ 様々な業種・設備が対象です
- ⑤ 設備貸与後も**フォロー**します



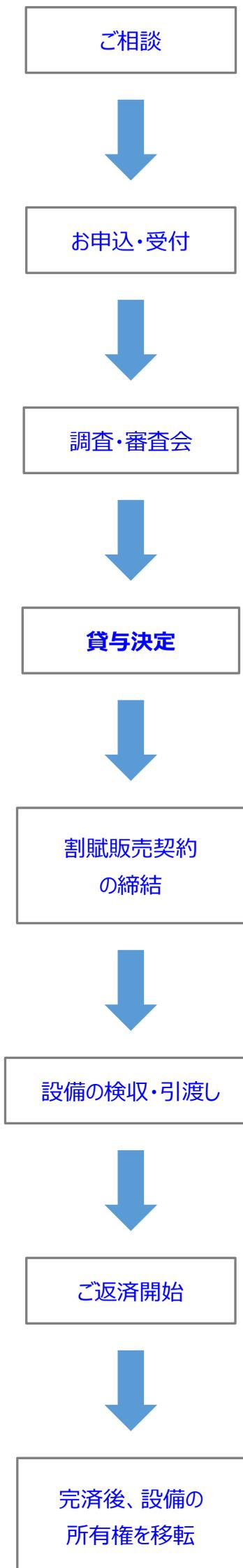
『設備貸与制度』のしくみ



設備貸与制度（災害対応枠）の概要

対象者	県内に事業所を有する中小企業者のうち、令和3年7月6日からの大雨、台風第9号及び令和3年8月12日からの大雨により被災された方で、公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類（市町村発行の被災証明等）をお持ちの方
	※中小企業者の定義 <ul style="list-style-type: none">○ 製造業・その他の業種 従業員300人以下、又は資本金3億円以下○ 卸売業 従業員100人以下、又は資本金1億円以下○ 小売業 従業員50人以下、又は資本金5,000万円以下○ サービス業 従業員100人以下、又は資本金5,000万円以下 <p>ただし、原則以下の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none">○ 銀行その他の金融機関（日本公庫国民生活事業・信用金庫・信用組合を除く）からの借入残高が 7.2億円 以下であること○ 最近3事業年度の経常利益の平均が 1.2億円 以下であること○ 発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有していないこと
対象業種	概ね全業種 風俗営業法に規定する性風俗特殊営業に該当する業種および公序良俗等の観点から適当でないと思われる業種は対象となりません。
対象設備	県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新または公害防止に必要な設備 <ul style="list-style-type: none">○ 土地・建物は、設備貸与制度の対象とはなりません。○ 設備であっても、県外設置や申込者の管理下でない状態で使用されるものは対象となりません。○ 設備導入により一定の付加価値向上が見込まれる設備が対象となります。○ 設備の事前設置は対象となりません。○ 中古設備の場合は、あらかじめご相談ください。
貸与限度額	100万円 ～ 5,000万円 （税込設備価格）
利率 (割賦損料)	当初3年間 無利子 4年目以降 年 1.60% （固定）
返済期間	原則10年以内 （元金据置期間：3年以内） 公害設備は最長15年
返済方法	月賦 （口座振替・毎月25日払）
保証金	なし
連帯保証人	法人にあっては原則代表者のみ、個人にあっては原則不要 「経営者保証ガイドライン」により適宜判断します。 不動産担保等は原則不要ですが、審査の結果、願いする場合があります。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 損害保険 財団を質権者とする設備の損害保険の付保をお願いします。保険料は申込者にご負担いただきます。○ 固定資産税 申込者にご負担いただきます。○ 支払完了後の措置 設備の所有権を利用者に移転します。

設備貸与フロー



お申込みに必要な書類

- ① **被災証明書**
※市町村で手続きを行ってください
- ② **直近3期分の決算書**
税務申告書、付属明細書、減価償却明細書を添付してください。
※決算後3ヶ月以上経過している場合は直近月の**残高試算表**を添付してください。
- ③ 申込設備の**見積書、カタログ**又は**図面**
- ④ **履歴事項全部証明書**（法人） **住民票**（個人事業者）
※履歴事項全部証明書は法務局、住民票は市町村で手続きを行ってください。
- ⑤ **県税の納税証明書**
※県民センターで手続きを行ってください。
- ⑥ 連帯保証人の**固定資産証明書**及び**所得証明書**
※市町村で手続きを行ってください。
- ⑦ 個人情報提供に関する同意書（財団所定の用紙にご記入いただきます）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（財団所定の用紙にご記入いただきます）
- ⑨ 許可・登録を要する業種にあたってはその書面の写し
- ⑩ その他財団が必要と認めた書類
※貸与決定には、審査委員会の承認が必要となります。



設備貸与返済シミュレーション

設備価格 30,000,000円
 金 利 1.60%（固定）
 返済期間 10年（元金据置期間 3年）
 設備引渡日 令和3年9月26日



単位（円）

回数	支払期日	賦払割賦料 合計額	内訳	
			設備価格	割賦損料
1	令和3年10月25日	0	0	0
2	令和3年11月25日	0	0	0
3	令和3年12月25日	0	0	0
4	令和4年1月25日	0	0	0
～				
37	令和6年10月25日	409,000	369,000	40,000
38	令和6年11月25日	396,508	357,000	39,508
39	令和6年12月25日	396,032	357,000	39,032
～				
117	令和13年6月25日	358,904	357,000	1,904
118	令和13年7月25日	358,428	357,000	1,428
119	令和13年8月25日	357,952	357,000	952
120	令和13年9月25日	357,476	357,000	476
合計		31,699,336	30,000,000	1,699,336

設備貸与（災害対応枠）お問い合わせフォーム

※ご記入頂いた情報の内容は、貸与相談以外の目的では使用いたしません

下記の記入欄に差し支えのない範囲でご記入ください

○現在、導入をお考えの設備についてご記入ください

設備名 ()

金額 (約) 万円

導入予定 (令和) 年 () 月頃

○貸与制度の詳しい説明をご希望ですか？（該当する項目に○）

- 希望する（ お客様を訪問 ・ 財団へ来訪 ・ お客様に電話 ）
- 返済計画表（ FAX送信 ）を希望する

○貸与制度についてご質問等ありましたらご記入ください

お名前 (企業名)	
所在地	
TEL	FAX
E-Mail	
ご担当者名	

経営支援課 FAX 0852-60-5105

設備貸与制度のご相談はこちらまで [しまね 貸与](#) [検索](#)

公益財団法人
SHIDE しまね産業振興財団 **県東部の方**
経営支援課 総合相談グループ
 〒690-0816
 松江市北陵町1 テクノアークしまね 1F
 TEL 0852 (60) 5113 / FAX 0852 (60) 5105
 E-mail : ty@joho-shimane.or.jp



公益財団法人
SHIDE しまね産業振興財団 **県西部の方**
石見事務所
 〒697-0034
 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田 2F
 TEL 0855 (24) 9301 / FAX 0855 (22) 0577
 E-mail : iwm@joho-shimane.or.jp